|  |
| --- |
| 収入 |
|  |
| 印紙 |

和泉市デジタルアーカイブシステム構築業務委託契約書(案)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 業務委託の名称 | 和泉市デジタルアーカイブシステム構築業務 |
| 2 | 履行場所 | 和泉市役所内 |
| 3 | 履行期間 | 契約締結日　から　令和8年3月31日まで |
| 4 | 契約金額 | 別紙提案価格書に基づくシステム導入・構築費用の額　○○円  （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　○○円）  (注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に10/110を乗じて得た額である。 |
| 5 | 契約保証金 | 和泉市財務規則第104条第　号により免除 |
| 6 | 適用除外条項 | なし |
| 7 | 支払条件 | 別紙仕様書のとおり |

上記の業務委託について、委託者と受託者とは、おのおの対等な立場に基づいて、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

（委託者）和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市

和泉市長　　辻　宏康

（受託者）○○

○○

○○

（総　則）

第１条　委託者及び受託者は、本委託契約に関し、この契約書及び仕様書、機能確認書及び提案書等（以下「契約書等」という）に従い、誠実に履行しなければならない。

２　この契約に基づく業務の処理上において、契約書等に明示されていない事項については、委託者と受託者が協議して定める。

（契約の目的)

第２条　受託者は契約書等に基づき電子請求システムを構築し、委託者が当該システムを利用できる環境を整えることを目的とする。

（関係法令の遵守等）

第３条　受託者は、この業務を履行するに当たって、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令を遵守するとともに、受託者に課せられた法令上のすべての責任を負わなければならない。

（作業計画書等）

第４条　受託者は、契約締結後直ちに作業計画書等、契約書等に定める必要な関係書類等を作成し、委託者に提出の上、その承諾を受けなければならない。又、変更が生じた場合は、直ちに書面によって委託者に届出をしなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第５条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合には、この限りでない。

２ 受託者は、前項のただし書きの規定により、あらかじめ委託者の承認を受けるときは、譲渡又は承継の理由、譲渡・承継先、譲渡・承継内容、譲渡・承継先が取り扱う情報及び譲渡･承継先に対する監督の方法等を委託者に通知するものとする。

（再委託の禁止）

第６条　受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合には、この限りでない。

２ 受託者は、前項のただし書きの規定により、あらかじめ委託者の承認を受けるときは、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督の方法等を委託者に通知するものとする。

３ 前項の規定により委託者の承認を受けた再委託先がある場合、受託者は再委託先に対し、この契約書等の規定について遵守するよう指導するものとし、再委託先より上記事項及び個人情報の保護を遵守する旨の確約書類を徴し、確約書類の写しを委託者に提出するものとする。

（業務の的確化）

第７条 受託者は、委託者の提供した資料に脱漏又は不鮮明な箇所等を発見した時は、受託者の主観的判断で処理することなく、その都度委託者に連絡して指示を受けなければならない。なお、万が一受託者の主観的判断によって処理を行い、且つ委託者が必要と認めた場合は、受託者はその処理内容を無償で修正しなければならない。

２ 本条の規定は、この契約の期間が終了した後に締結する本契約にて構築したシステムに関する保守契約又は利用契約が締結している期間においても同様とする。

（目的外利用の禁止）

第８条 受託者は、この契約書等による業務を処理するために委託者から提供された個人情報等の機密情報を契約書等の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第９条 　受託者は、委託者があらかじめ承認した場合を除き、この契約書等による業務を処理するために委託者から提供された個人情報を複製・複写し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から提供された個人情報等を毀損（きそん）、漏洩（ろうえい）、改竄（かいざん）し、又は滅失することのないよう適正な管理を行わなければならない。

２　受託者は、この契約による業務に係る個人情報等の取扱いを委託者が指定する場所で行うものとし、委託者があらかじめ承認した場合を除き、当該場所から個人情報等が記録された媒体を持ち出してはならない。

　 ただし、委託者があらかじめ承認し、データを持ち出す場合にあっては、電子政府推奨暗号として政府が推奨する方法による適切なデータの暗号化処理又はこれらと同等以上のデータ保護措置を講じなければならない。

３　受託者は、この契約の期間が終了し、又は解除されたときは、委託者の指示するところにより、業務を処理するために用いた個人情報等を委託者に返却し、又は廃棄しなければならない。

　 また、廃棄を行う場合は、当該資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずるものとする。

４ 委託者は、受託者が委託者から提供する個人情報の適正な管理を行っているか報告を求めることができるものとする。受託者は、委託者からの求めがあった場合には、直ちに委託者に報告するものとする。

（事故報告）

第11条　受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から提供された個人情報等を漏洩（ろうえい）し、毀損（きそん）し、又は滅失したときは、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（成果品の引渡期限等）

第12条　受託者は、契約の履行期間内に第16条に規定している検査を完了したうえで、完成した成果品を委託者が利用できる環境も含め提供しなければならない。

２　委託者又は受託者が前項の条件を満たすことが難しいと判断した場合、受託者は一切の追加費用無く代替機を仮設する等して委託者の業務に支障が出ないように対応しなければならない。

（業務内容の変更等）

第13条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は成果品の引渡期限等を変更する必要があるときは、委託者、受託者が協議して書面によりこれを定める。

（資料等の管理）

第14条 受託者は、委託者から資料等の提供があったときは、委託者に預り証を提出するとともに、その資料等については、汚損・紛失等がないよう厳重に管理しなければならない。

２ 受託者は、資料等の使用後は、直ちに委託者に対し返還しなければならない。この場合において、委託者は、受託者から徴した預り証を返還するものとする。

（立会い又は報告）

第15条　 委託者は、必要と認めるときは、委託者自ら業務の履行に立ち会い、又は受託者からの報告を求めることができる。この場合において、委託者は、業務の履行が不適当と認めるときは、受託者に対して補正を求めることができる。

（検査及び引渡し）

第16条 受託者は、当該年度に業務完了した範囲分について、委託者に対し書面による当該年度に係る業務完了の報告をしなければならない。

２ 委託者は、前項の業務の完了の報告を受け成果品が提供されたときは、10日以内に検査を行い、その結果を受託者に通知しなければならない。

３ 受託者は、検査に合格しないときは直ちに補正を行い、委託者に補正完了の報告をし、再検査を受けなければならない。

４ 受託者は、第2項又は前項の検査に合格したときは、直ちに成果品を委託者が利用できるよう提供しなければならない。

（部分引渡し）

第17条 委託者は、受託者が業務の一部を完了し、かつ、成果品があるときは、当該成果品の引き渡し（電子データを含む）を請求することができる。この場合においては、第12条の規定を準用する。なお、受託者は当該成果品を委託者に引き渡し、委託者の承認を得たのちは、速やかに且つ適切にデータ等を廃棄しなければならない。

（秘密保持）

第18条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

２ 受託者は、この契約による業務に関する資料を第三者のために転写し、閲覧させ、又は貸出し等一切の漏洩（ろうえい）行為をしてはならない。

３ 本条の規定は、この契約の期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（報告等）

第19条 受託者は、業務処理上事故が発生したとき、又はやむを得ない理由により自ら業務を履行することができないときは直ちに委託者に対しその旨を報告しなければならない。

（機密保持）

第20条 委託者及び受託者は、この業務により知り得た相手方の技術上及び業務上の機密を漏洩しないものとする。ただし、相手方の文書による同意を得た場合はこの限りでない。

２ 前項の定めは、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（情報管理）

第21条　受託者は、作業を行うにあたって情報管理責任者を書面によって委託者に届出を行って明確にするとともに、変更があったときは、直ちに書面によって委託者に届出をしなければならない。

２ 受託者は、作業を行うにあたって入手した情報を適切に管理しなければならない。

３ 受託者は、入手した情報をリストアップし、常に授受の状況を明確にしなければならない。

４ 受託者は、入手した情報を閲覧・利用できる者を特定し、明示しなければならない。

５ 受託者は、作業を行うにあたって作業従事者に対し、個人情報を適切に取扱うため、教育及び啓発を行わなければならない。

（品質管理）

第22条　受託者は、スケジュールに従った作業を実施し、途中経過における進捗状況を明確にしなければならない。

２ 受託者は品質管理のために実施する事項を明確にしなければならない。

（委託者の契約解除権及び解除に伴う措置）

第23条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 受託者の責に帰すべき理由により第12条に規定する引渡期限内に成果品の引渡しを完了する見込みがないと委託者が判断したとき。

(2) 受託者の責に帰すべき理由により第16条に規定している検査を完了できる見込みがないと委託者が判断したとき。

(3) 正当な理由なく、着手時期が過ぎても作業に着手しないとき。

(4) 第18条の規定に違反したとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(6) 受託者について、破産手続開始、再生手続開始、会社更生のいずれかの申立てがあったとき、又は、これと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。

２　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、ただちに契約を解除することができる。

(1) 受託者が提出した提案書の内容について虚偽または過誤があった場合で且つその記載内容の対応が不可能である場合。

(2) プロポーザル中の質疑の回答内容や、契約締結後の構築業務中において、和泉市に対して虚偽または過誤の説明等をし、その回答内容の対応が不可能である場合。

(3) 第5条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(4) 受託者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受託者の債務の全部が不履行であるとき。

(6) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(7) 契約の性質や委託者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、受託者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 受託者が第24条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。なお、この場合は第26条の定めによるものとする。

(11) この契約の締結又は履行について受託者に不正な行為があったとき。

(12) 受託者が委託者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

３ 委託者が第1項又は前項の規定により契約を解除した場合において、成果品又は第17条に規定する部分引渡しに該当する成果品は、委託者の所有に属するものとして受託者は委託者に提供するとともに当該出来高部分に相当する代金は、委託者と受託者が協議して定める。

４　受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合

(2) 受託者が債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

５　前項の場合において、委託者に生じた実際の損害が、この契約による契約金額の10分の1に相当する金額を超える場合においては、委託者がその超過分につき損害金を請求することを妨げるものではない。

６　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第4項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第23条の2　委託者は、この契約に関して、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(2) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき。

(3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受託者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（受託者の契約解除権）

第24条 受託者は、委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

２　前項の契約の解除をする場合、第23条第3項の規定を準用する。

３ 受託者は、第1項の契約の解除により損害を受けたときは、委託者に対して、その賠償を請求することができる。この場合における損害賠償額については、委託者と受託者が協議して定める。

（誓約書の提出）

第25条　受託者及び暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、同条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受託者がとりまとめて委託者に提出しなければならない。ただし、受託者及び下請負人等がプロポーザルの参加表明時に暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合及び委託者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第26条　委託者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

２　委託者は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受託者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受託者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

３　前項の規定により受託者が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

４　委託者は、第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を受託者から徴収することができるものとする。

５　前項の場合において、委託者に生じた実際の損害額が、契約金額の100分の10に相当する金額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償金を請求することを妨げるものではない。

６　前2項の場合において、受託者が違約金或いは賠償金を委託者が指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法で定める率」という。）を違約金或いは賠償金に乗じた額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（契約金額の支払）

第27条　第16条に規定している検査及び引渡しが完了したときは、受託者は委託者に出来高分に係る金額を請求するものとする。

２　委託者は、受託者から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に当該料金を受託者に支払うものとする。

（延滞違約金）

第28条　受託者は、受託者の責に帰する理由により、契約に示す期限までに成果品の引渡しをしないときは、遅延日数1日につき支払遅延防止法で定める率を契約金額に乗じた額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（相殺）

第29条　この契約により委託者が受託者から取得すべき延滞違約金、違約金及び損害賠償金等の金額がある場合は、委託者の支払金と相殺することができる。第23条第3項に基づく部分引き渡しの委託者が支払う支払金がある場合は、当該支払金と相殺する。

（消費税及び地方消費税）

第30条　委託者及び受託者は、この契約において消費税法（昭和63年法律第108号）の適用により課せられる消費税及び地方消費税額分として、変更すべき事情が生じたときは、双方協議のうえ契約を変更することができる。

（個人情報の取扱い）

第31条　受託者及び受託者の従業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別添個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

２　受託者及び受託者の従業者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の施行に伴い、番号法に規定する特定個人情報を扱う際においては、特段の注意を持って前項の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

３　受託者及び受託者の従業者は、本契約終了後も前項の義務を負うものとする。

（個人情報等の持出しの禁止）

第32条 受託者及び受託者の従業者は、番号法に規定の特定個人情報及び個人情報の保護に関する法律に規定の個人情報（以下「個人情報等」という）を、受託者の事務所内の管理区域又は取扱区域の外へ持ち出してはならない。

（漏洩事案等が発生した場合の委託先の責任）

第33条　受託者は、個人情報等を漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という。）することがないよう必要な措置を講ずるものとし、受託者の支配が可能な範囲（受託者の全従業者及び再委託先の全従業者）において個人情報等の漏洩等に関し責任を負うものとする。

２　受託者およびその従業者が、本契約に違反して、個人情報等を本契約に定める業務目的外に利用した場合または第三者に提供・開示・漏洩等した場合には、受託者は直ちに委託者に報告しなければならない。この場合、受託者は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、委託者に対し調査結果および再発防止策の内容を報告するものとする。

３　本条の定めは本契約終了後も有効とする。

（個人情報等を取り扱う従業者の明確化）

第34条 受託者は、本契約締結後遅滞無く個人情報等を取り扱う従業者及び責任者の体制図を書面で報告するものとする。

（従業者に対する監督・教育）

第35条　受託者は、その従業者に個人情報等を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報等の安全管理が図られるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

２　受託者は、安全管理措置の実施その他の個人情報等の適正な取扱いの確保のため、その従業者に対し、必要な教育研修を実施するものとする。

（契約内容の遵守状況についての報告）

第36条 受託者は、委託者が要求した場合は、委託業務の遵守状況、個人情報等の安全管理体制等を書面で報告するものとし、委託者は、受託者に対し、書面により委託業務の遵守状況等について確認することができる。

２　受託者および委託者は前項の確認の結果を踏まえ、委託業務における個人情報等の安全管理体制の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応するものとする。

（契約不適合）

第37条　引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、その補修、補足による追完、損害賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除は、委託者が別に定める場合を除き委託者がその不適合を知った時から1年が経過する日までに受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が成果品の引渡しを受けた時点において、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（減価採用）

第38条　第16条の規定にかかわらず、検査の結果、この契約の履行内容に僅少の不備がある場合で委託者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から追完が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。なお、その減価の額は、委託者受託者の両者協議のうえ定め、書面にて通知する。この措置による減価後の金額をもって契約金額とする。

（補　則）

第39条　この契約書等に定めない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び和泉市財務規則(昭和39年和泉市規則第12号)によることのほか、その必要に応じ委託者と受託者が協議して定める。

**別　記**

**個人情報取扱特記事項**

**（基本的事項）**

**第１**受託者（第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合は、当該第三者を含む。以下同じ。）は、この契約を履行するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

**（秘密の保持）**

**第２**　受託者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

**（使用者への周知）**

**第３**　受託者は、その使用する者に対し、在職中だけでなく退職後においてもこの契約の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

**（収集の制限）**

**第４**　受託者は、この契約を履行するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

**（適正管理）**

**第５**　受託者は、この契約の履行に係る個人情報の漏洩（ろうえい）、改竄（かいざん）、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

２　受託者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いを委託者が指定する場所で行うものとし、委託者があらかじめ承認した場合を除き、当該場所から個人情報が記録された媒体を持ち出してはならない。

**（目的外使用等の禁止）**

**第６**　受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約の履行に関して知り得た個人情報を、当該業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

**（複写及び複製の禁止）**

**第７**　受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約を履行するために、委託者から提供された個人情報が記録された帳票類等を複写し、又は複製してはならない。

**（資料等の返還）**

**第８**　受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、当該業務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された帳票類等は、速やかに委託者に返還し、引き渡し又は消去しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

**（取扱状況の報告）**

**第９**　受託者は、個人情報の取扱いの状況について委託者から報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

**（監査等）**

**第10**　受託者は、個人情報の取扱状況を把握するための監査等を委託者から求められた場合は、応じなければならない。

**（事故発生時における報告）**

**第11**　受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

**（契約の解除及び損害賠償）**

**第12**　委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。